

審議（会議）結果

審議会等名称 令和7年度第4回神奈川県建築審査会  
 開催日時 令和8年1月16日（金）15:00～16:00  
 開催場所 県庁新庁舎8階 議会第2会議室（横浜市中区日本大通1）  
 及び職場、自宅等からのリモートアクセスによる Web 参加  
 出席委員 （会長）野澤康、（会長職務代理）三浦大介、  
 松下倫子、篠原奈緒子、市川さとし、川原宏美  
 次回開催予定日 令和8年5月1日  
 所属名、担当者名 県土整備局 建築住宅部 建築安全課 審査会グループ 岡原  
 掲載形式 議事概要  
 議事概要とした理由 公正又は円滑な会議の運営に支障があると判断されるため  
 審議（会議）経過

1 建築基準法等に基づく個別同意案件について＜公開＞

建築基準法第43条関係1件及び同法第48条関係1件が付議され、すべて同意された。

(1) 議第4-1号

・綾瀬市小園地内：建築基準法第43条第2項第2号許可について

処分庁厚木土木事務所東部センターから、提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、以下のとおり質疑応答がなされた後、同意された。

《発言要旨》

(委員)

消火栓までの道のりが約215mとありますが、他の案件でもこのくらいだったでしょうか。周辺地図を見ると、かなり遠回しのように感じました。

(東部センター)

消火栓につきましては、綾瀬市消防に確認したところ、この距離でも消火活動は可能とのことです。一般的な消防ホースが一本20mで、消防車一台には通常20本から30本程度のホースが積載されているということで、これらを連結して消火活動すると、400mから600mまでの距離は消火活動が可能であるとのことです。

(委員)

消防関係法規では、長さについて規定のようなものがあるのでしょうか。

(東部センター)

関係法令ではないが、確認した限りでは、防火対象物から消防水利に至る距離が消防庁による告示で定められており、用途地域によって距離は変わってくるのですが、こちらの地域では、100mという規定があるようです。図面には記載していませんが、

近くに公園があり、そこに防火水槽があります。そこまでの距離が概ね 95m なので、消防庁の告示もクリアしています。また、防火水槽が消火栓を補完する設備ということで、消防水利の 1 つに位置付けられていると聞いています。

(委員)

この事案を提案するのに、告示との関係で消火栓までの道のり 215m という説明はあまりよろしくないように思います。

(東部センター)

消防活動上支障がないことを消防から確認しています。

(委員)

こちらで審議する対象としては、消防部局の方で支障がないのか、あるのかという点の確認だけということでしょうか。消防部局の支障がないという根拠が 215m で判断しているのか、防火水槽との距離で判断しているのか、確認が必要なのではないでしょうか。

(東部センター)

消防には消火栓からの距離 215m で確認を取っています。

(委員)

実態はそうなのかもしれませんが、告示は 100m だったでしょうか。

(東部センター)

消防に聞いたところ、用途地域によって 100m とか 120m で、これが努力義務なのかまでは確認していませんが、この地域は 100m と聞いています。

(委員)

消防部局で支障がないと言うなら、その根拠を示していただきたいと思います。実態として 215m で大丈夫と言い切れるのか、それとも、防火水槽があるという前提で、215m で大丈夫と言っているのでしょうか。

(東部センター)

防火水槽は補足で説明しましたが、あくまで図面上の消火栓からの道のり 215m で消防に照会し、消防活動上支障がないことを確認しています。

(委員)

他の方で補足のご説明はありますでしょうか。

(建築指導課)

これまでの案件の中では、住宅地の中で確かに距離があるので、消防と調整をさせていただき、消防本部から同意を得ていることで判断しています。東部センターから補足として防火水槽の説明はありましたが、基本的には 215m で消防本部に確認しています。

(委員)

写真④を見ると、基準法外の道に入る所に車が行けないように柵がありますが、今後

も車を通さない予定なのでしょうか。

(東部センター)

こちらの柵は、固定されており取り外しができないため車を通さない形で設置されています。

(2) 議第4-2号

- ・南足柄市千津島地内：建築基準法第48条第1項許可について

建築指導課から、提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、以下のとおり質疑応答がなされた後、同意された。

《発言要旨》

(委員)

3点質問があります。1点目は、夜間の室外機騒音値43.3dBとありますが、夜間何時まで稼働するのでしょうか。23時以降40dBを超えるので23時以降は稼働しないのでしょうか。2点目は日照について、建物が南側にあり、南西に一戸建ての住宅がありますが、この日照時間が減らないのか確認しているのでしょうか。3点目はまぶしさについて、南側隣地境界に目隠しフェンスを計画しているとありますが、東側に農地があり、農作物への影響を考えた時に夜間何時まで点灯するのか、農作物への影響について検討したのか教えてください。

(建築指導課)

ATMは21時まで稼働しており、それ以降は音も消えると聞いています。南側の住戸に対する日影については、この住戸の北側に配置するため、日影は駐車場の方に落ちる予定で特に変わりはありません。農地については、5lux程度と推定しており、住宅地の道程度のため農作物への影響はないと思われれます。農協や市から今回の計画について要望などは上がっていません。

(委員)

照明は朝まで点灯しているのでしょうか。

(建築指導課)

街路灯は点灯しています。

(委員)

日照についてですが、計画地の南側に建物が建っているということでしょうか。

(建築指導課)

配置図を見ていただくと、南東に倉庫が残っています。これは建て替え後も残る計画です。会議室、雑品庫、休憩室や職員用と記載のある駐車場に平屋の建物が現状であります。周辺写真⑤を見ていただくと、左側が計画後も残る倉庫で、軽トラの前から平屋の倉庫に見えるものを今回取り壊して、その場所に建て替えをする計画となっています。

(委員)

意見の聴取会を12月に行っているということですが、通知者の範囲はどのくらいで  
しょうか。

(建築指導課)

計画地周辺の50mの範囲の土地と建物の所有者に知らせています。

(委員)

配置図にある夜間駐車エリアの範囲を教えてください。

(建築指導課)

夜間駐車エリアとある上側と左側に丸と線を書いており、そこを夜間は閉じるので、  
主に店舗の前の長方形の範囲を夜間駐車エリアと限定している状況です。

(委員)

新しく建てる東側のエリアを夜間駐車エリアに設定されるということでしょうか。

(建築指導課)

その通りです。

## 2 建築基準法等に基づく包括同意案件について<公開>

建築指導課から、建築基準法第43条関係5件について報告をした。

(案件)

- ・三浦郡葉山町堀内地内：建築基準法第43条第2項第2号許可について
- ・伊勢原市上粕屋地内：建築基準法第43条第2項第2号許可について
- ・伊勢原市上粕屋地内：建築基準法第43条第2項第2号許可について
- ・伊勢原市高森地内：建築基準法第43条第2項第2号許可について
- ・愛甲郡愛川町半原地内：建築基準法第43条第2項第2号許可について

## 3 建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における建築基準法第52条第14項第3号 等の規定による許可基準の制定について<非公開>

建築指導課から、標記について報告をした。

## 4 その他<非公開>

次回の審査会の開催時期等について申し合わせを行った。